

○明石市暴力団排除条例

平成24年3月28日条例第2号

改正

平成25年7月3日条例第39号

明石市暴力団排除条例

（目的）

第1条 この条例は、明石市における暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団による不当な影響を排除し、もって安全で安心な市民生活の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- （2）暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- （3）関係機関等 法第32条の3第1項の規定により兵庫県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う機関又は団体をいう。

（基本理念）

第3条 暴力団は、市民生活の平穏を害し、青少年の健全な育成を阻害する等の安全で安心な市民生活に不当な影響を与える存在であることから、市民生活から断固として排除されなければならない。

2 前項の暴力団の排除は、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して利益の供与をしないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民及び事業者が、相互に連携し、及び協力することによって、社会全体として、推進されなければならない。

（市の役割）

第4条 市は、この条例の基本理念にのっとり、市民及び事業者の協力を得るとともに、兵庫県（以下「県」という。）及び関係機関等との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

- 2 市は、市民及び事業者並びに関係機関等が暴力団の排除のための活動を自主的に、かつ、相互の連携を図って取り組むことができるよう、警察と密接に連携し、その安全の確保に努めるとともに、市民及び事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。
- 3 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県又は警察に対し、当該情報を提供するものとする。

（市民及び事業者の役割）

第5条 市民及び事業者は、この条例の基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携を図って取り組むように努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、暴力団との一切の関係がないよう努め、いやしくも市民自らが暴力団の威力を利用することがないようにしなければならない。

（市の事務及び事業における措置）

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により、暴力団を利することとならないように、暴力団及び暴力団員並びにこれらと密接な関係を有する者を契約の相手方としないこと等の必要な措置を講ずるものとする。

（利益の供与の禁止）

第7条 市民及び事業者は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団又は暴力団員が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

（啓発活動）

第8条 市は、県及び関係機関等との連携を図りながら、市民及び事業者と協働して、暴力団の排除の重要性並びに県及び市が実施する暴力団の排除に関する施策についての理解を深めるための啓発活動を行うものとする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月3日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。